

## 議会運営委員会記録【速報版】

○招集日時 令和8年 3月18日(水) 午前10時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員	委員長	長	金澤克仁
	副委員長	長	落合信太郎
	委員	員	杉山尊宣
	〃		根岸裕美子
	〃		関川翔
	〃		染谷和博
	〃		赤羽直一
	〃		遠山智恵子

○欠席委員 なし

○出席説明員 なし

○職務のため出席した者	議長	長	山野井隆
	議会事務局 長		前野拓
	議会事務局 次長		蛭原康友
	議会事務局 長補佐		小笠原一裕
	議会事務局 長補佐		永井宏幸
	議会事務局 主事		大場真爽

○調査事件 (1) 追加議案の取扱いについて  
(2) 意見書案の提出について  
(3) 傍聴席での水分補給について  
(4) 質疑事項の通告について  
(5) 取手市議会情報セキュリティ基本方針の策定について  
(6) 閉会中の所管事項調査について  
(7) その他

○審査の経過

午前10時00分開議

○金澤委員長 ただいまの出席委員数8名。定足数に達していますので会議は成立します。  
ただいまから議会運営委員会を開会します。

それでは、協議事項に沿って会議を進めます。

初めに、協議事項の1、追加議案の取扱いについてを議題といたします。昨日、3月17日付で、市長から議案の追加送付が1件ありました。議案第25号、取手市個人番号の

利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてです。この議案については、執行部側から、年度内に議決をいただきたいとの要望がございました。本案につきまして、明日、議案の上程、提案理由の説明、質疑を行い、付託省略を諮った上で討論・採決まで行うことについて、何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 なしと認めます。

お諮りします。追加送付された議案第 25 号、取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、明日 3 月 19 日に、議案の上程、提案理由の説明、質疑を行い、付託省略を諮った上で討論・採決まで行うことに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○金澤委員長 全員賛成です。したがって、そのように決定します。

続いて、協議事項の 2、意見書案の提出についてです。

事務局の説明を求めます。

小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 議会事務局の小笠原です。本日、遠山議員から、意見書案を提出したいというお話がございました。お手元のほうに配らせていただきました紙の資料の内容となります。アメリカ・イスラエルのイラン攻撃を即時中止し、外交努力による平和的解決を求める意見書案です。意見書案の提出期限については、議会運営委員会の申合せ事項として、意見書案の提出期限について、「議案付託日前日（開庁日に限る）の午後 1 時までとする。ただし、定例会最終日の前日正午までに提出された場合において、緊急性を有し、かつ議案付託日前日までに提出し難い正当な理由があると議長が認めるときは、提出を認め、直近の本会議に上程する」とされております。この意見書案をあした最終日に上程することについて、御協議のほうをお願いいたします。

○金澤委員長 説明が終わりました。

何か御意見ございませんか。

本定例会で、ただいまの意見書案を上程することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○金澤委員長 全員賛成です。したがって、そのように決定します。

続いて、今、全員賛成で明日上程することになりましたが、提出の上程の仕方なんですけれども、皆さん全員の御同意が得られるということであれば、委員会提出という形を取りたいと思いますが、御意見ございますか。

染谷委員。

○染谷委員 内容から見て議運提出がいいのかなというふうに思います。

○金澤委員長 染谷委員から、議運の委員会提出という意見がございました。

ほかにありますか。

赤羽委員。

○赤羽委員 私もそれがよろしいかと思えます。

○金澤委員長 遠山委員。

○遠山委員 私たちも、とにかく緊急事件ということで出そうということで考えてきたわけなんです。もう取手市議会全員で取り組んでいただけたら、これは一番大事なことだと思っておりますので、議運から出していただくということで了解しています。よろしくをお願いします。

○金澤委員長 そのほかは。

それでは、お諮りいたします。何名かの委員から出ましたように、議会運営委員会からの委員会提出ということで上程することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○金澤委員長 全員賛成です。したがって、そのように決定いたします。

続いて、協議事項の3、傍聴席での水分補給についてです。2月24日の議会運営委員会で根岸委員から、傍聴席での飲食について、水分補給だけは認めてよいのではないかとという提案があり、本日協議することとなっております。サイドブックに掲載した資料のとおり、現在、取手市議会傍聴規則で傍聴人が守るべき事項として、第8条第4項に「飲食し、又は喫煙をしないこと」とあり、傍聴席での飲食は禁止されています。このことについて、委員の皆様から御意見ございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 参考資料、ありがとうございます。先日の議運の中で根岸委員のほうからも、体調管理ということで、ケース・バイ・ケースというような意味合いで認めてはどうでしょうという発言だったと思うんです。で、資料の中にも、龍ヶ崎市が括弧付けで（体調管理のための水分補給を除く。）ということで、やっぱりこういう形であれば、あつ一番適してるかなあ——ベターかなあというふうに思っています。一応、発言までということで意見です。

○金澤委員長 ほかにありますか。

それでは、まず水分補給について認めるのかどうかについて協議をしたいと思います。遠山委員からも、認めてはどうだという御意見がございましたが、水分補給について認めることに賛成の委員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○金澤委員長 全員賛成です。それでは、水分補給を認めるということに決定をいたします。

次に、水分補給を認めるということなんですけれども、条件をどうするかというのを協議したいと思います。何か御意見——遠山委員からさっきのような意見ありましたが、ほかに何かありますか。

染谷委員。

○染谷委員 参考の資料にありますように、茨城県内・千葉県内の他市の状況がほとんど同じような状況ですので、このような形で許可すればいいんじゃないかなというふうに思います。

○金澤委員長 ありがとうございます。ほかにありますか。

それでは、遠山委員、染谷委員から、龍ヶ崎市の事例を参考にして、飲食——そのあと括弧書きで（体調管理のための水分補給を除く。）というふうな形で認めるということで決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○金澤委員長 全員賛成です。それでは、そのように決定をいたします。

次に、いつから認めるかというのを協議したいと思います。例えば、次の6月定例会からとか、そういった形で時期について何か御意見ありますか。

赤羽委員。

○赤羽委員 なるべく速やかに——条例改正じゃなくて傍聴規則の改正が必要かと思うんですが、なるべく速やかにやったほうがいいと思います。

○金澤委員長 ほかに何か御意見ありますか。——できるだけ速やかにということですが、議会運営委員会の次回が6月1日までないので、その時でよいでしょうか。——ほかに何かございませんか。——なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。傍聴席で、今後、飲食について、議会運営委員会から6月に——今後、飲食についての規則の最終の案を提示しますので、そのときに決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○金澤委員長 全員賛成です。したがって、そのように決定します。事務局で準備をお願いいたします。

続いて、協議事項の4、質疑事項の通告についてです。3月5日の議会運営委員会で染谷委員から、「現在、質疑は事前通告にて行っているが、形骸化している部分を感じられる。以前のように事前通告をやめてはどうか」という御意見がございました。現在、一般会計予算・決算の本会議・委員会における議案質疑は事前通告制で行っています。このことについて、一度、各会派に持ち帰り、検討をお願いしておりました。会派ごとに検討結果の報告をお願いいたします。

まず、創和会、赤羽委員。

○赤羽委員 私は今の通告制でよろしいかと思います。事前説明もあることであるし、十分に考慮する時間はあると思います。それからまた、これを事前通告制じゃなくすると、委員会のときにどんな質疑が出てくるか分からないということで、多くの職員をこの会議室の中に答弁の準備としてそろえておかざるを得ないということで——前はそうだったんですが、もうこの会議室がいっぱいになるほどの職員が控えていて、会議室の外にも控えてなきゃならないという状況でした。やっぱり通告制にしたほうがいろんな面で私はよろしいかと思うので、通告制をこのままやるほうがよろしいかと思います。

○金澤委員長 ありがとうございます。

続きまして、公明党、染谷委員。

○染谷委員 私が言ったのは、常任委員会の補正予算、これに関してやったらどうかということで、まさか一般会計やると、以前みたく表に何十人も並んだりとか非常に大きな負担があると思いますので、そのくらいであれば最大拘束しても1時間程度かなと思います

ので、それでこういうふうに意見を出ささせていただきました。

○金澤委員長 ありがとうございます。

続いて、みらい、関川委員。

○関川委員 みらいも創和会と一緒に、従来どおりでいいんじゃないかと思っています。理由は一緒です。以上です。

○金澤委員長 ありがとうございます。

続いて、日本共産党、遠山委員。

○遠山委員 遠山です。以前は通告なかったんですよね。ちょうどコロナ禍の中でこういった——もう何ていうのかな、ちょっとね、がんじがらめの運営というか、そういう印象があります。赤羽委員のおっしゃることも分からなくはないんですが、染谷委員のほうから各常任委員会の中でというような質疑通告ということだったんで、その程度だったら質疑なしでも。で、議会の中でほかの委員が質疑して、それに対してもさらに深めようという、そういうやり取りもできたんですよ、以前はね。それもやっぱり大事な議会運営というか、審議かなと私も思いますので、やっぱり常任委員会での質疑通告というところでは要らないという立場です。

○金澤委員長 ありがとうございます。遠山委員、誤解のないように申しておきますけれども、ほかの委員が質疑をして、その質疑に対して深めたいという質疑は今は認められておりますので……。

○遠山委員 その案件に入り込んじゃだめということ……

〔笑う者あり〕

○遠山委員 (続) それもきつかったんだけど、項目そのものでさらにと思ったら、「それは範囲を超えている」と言われたんですよ。

○金澤委員長 続いて、無党派クラブ、根岸委員。

○根岸委員 私も事前通告制はこのまま維持していいのではないかと思っています。やはりお互い——今回この染谷委員から出てきたというのは、多少緩みが感じられるというところもあったというところですので、そこはしっかり執行部のほうにも、よりその質疑を深めるためのしっかりしたヒアリングだったり、打合せだったりというのは、お互いに歩み寄ってしっかりやるというところを確認するということだけで、今回はいいのではないかなと思っています。以上です。

○金澤委員長 ありがとうございます。各党派からの報告が終わりました。

ただいまいただいた報告に対して、何か御意見や質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 なしと認めます。

ただいま質疑の事前通告について、染谷委員はじめ委員の皆様から様々な御意見や、また課題等が提起をされました。議会の運営に関わる重要な事項でもあると思いますので、今後も必要に応じて議運で議論していきたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 異議なしと認めます。

続いて、協議事項の5、取手市議会情報セキュリティ基本方針の策定についてです。  
事務局の説明を求めます。

永井補佐。

○永井議会事務局長補佐 事務局の永井です。取手市議会情報セキュリティ基本方針の策定について御説明いたします。地方自治法が改正され、令和8年4月1日から、「議会及び長その他の執行機関は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定める」ことが義務づけられました。これに伴い、取手市議会でも方針を定める必要があります。

改正の背景といたしましては、1つの地方公共団体の情報セキュリティ対策の不備がほかの地方公共団体の情報セキュリティの脅威にもなり得るため、各地方公共団体が自らの責任において情報セキュリティ対策を講じることが求められるというものです。別紙の取手市議会情報セキュリティ基本方針につきましては、国から示されたひな形を基に、取手市議会の実情に合った形に一部修正を加えて作成させていただいております。こちらの基本方針を地方自治法上のサイバーセキュリティを確保するための方針に位置づけて策定し、市ホームページのほうで公表したいと考えております。資料のほうに図示させていただいておりますが、取手市議会で策定する基本方針の対象範囲は、取手市のネットワークではなくて、取手市議会が独自に契約しているネットワーク内に限って適用する形で作成しております。また、全国市議会議長会が総務省に確認をした結果、対象範囲には議員も含める必要がある旨、示されております。そのため、対象範囲には議長を含む議員と議会事務局職員を対象につくらせていただいております。取手市議会のネットワーク内で管理している住民の個人情報ですとか企業の経営情報等の重要情報は、それほど多くはありません。請願者・陳情者の個人情報ですとか、執行機関から議員にだけ提供されている情報などが重要情報として含まれているかなと思いますので、そうした情報を、今後より適正に行っていくというところを目的として策定するものだと考えております。本日の議会運営委員会で御承認いただけましたら、議長決裁の上、速やかに策定していきたいと考えております。

以上が説明となります。御協議をお願いいたします。

○金澤委員長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

染谷委員。

○染谷委員 現実、議員も対象になるということで、実際、議員がどんなことに気をつければいいのかちょっと分からないのでお願いします。

○金澤委員長 永井補佐。

○永井議会事務局長補佐 議員の方々に、サイドブックに掲載したりとか、あとはメールのほうでいろいろお知らせをさせていただいてると思いますが、その中に個人情報が含まれることがあると思います。そうした情報を——今、SNSですとか発達しておりますので、そちらで出すというところを注意して運用していただければ、議員の方々に関しては問題ないのかなと考えております。以上です。

○金澤委員長 いいですか。——ほかにありませんか。——なしと認めます。

それではお諮りします。事務局の説明のとおり、取手市議会情報セキュリティ基本方針を策定することについて、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○金澤委員長 全員賛成です。したがって、そのように決定します。

続いて、協議事項の6、閉会中の所管事項調査についてです。

お諮りします。当委員会の閉会中の所管事項調査については、サイドブックに掲載した文書のとおり、議長に申し出ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 異議なしと認めます。よって、当委員会の閉会中の所管事項調査については、サイドブックに掲載したとおり、議長に申し出ることに決定しました。

続いて、協議事項の7、その他です。3月5日の委員会で事務局より依頼のあった、令和8年度の議員研修会の研修内容の希望についてです。

会派ごとに報告をお願いいたします。

創和会は赤羽委員。

○赤羽委員 議長と委員長に一任したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○金澤委員長 続いて、公明党、染谷委員。

○染谷委員 公明党も一緒です。

○金澤委員長 続いて、みらい、関川委員。

○関川委員 同じくです。

○金澤委員長 日本共産党、遠山委員。

○遠山委員 いいです。

〔笑う者あり〕

○金澤委員長 無党派クラブ、根岸委員。

○根岸委員 同様をお願いいたします。

○金澤委員長 報告ありがとうございました。ただいま各会派から報告があった意見を参考に、議長と事務局とで来年度の議員研修の内容について調整をお願いします。

最後に、議長や委員から何かございませんか。

杉山委員。

○杉山委員 私のほうからは、今後、議運のほうで、ハラスメント防止についての在り方についてということで議論を進めてはどうかということで御提案をさせていただきます。近年、いろいろなところでもハラスメントということ話題になってますので、やはり適切な環境整備ということで、他の自治体等も参考にしながら今後この委員会で議論を進めればということで、提案をさせていただきます。以上です。

○金澤委員長 ありがとうございます。杉山委員から、ハラスメント条例を制定することについて提案をいただきました。今どうこうではないんで、今後、各会派の意見も参考に議会運営委員会で方向性を協議していければと思います。

委員や議長から、ほかにはないですか。——なしと認めます。

続いて、事務局からありませんか。

小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 あしたの定例会の閉会后についてでございます。最後に閉会后、市長の御挨拶がございますが、その後、執行部側から1件報告のほうは予定されておりますので、自席のほうで待機のほうをお願いいたします。また、執行部の報告のほうが終わりましたら、引き続き、政務活動費の申請手続のほうがございますので、各会派の代表者の方は議場にそのままお残りください。以上でございます。

○金澤委員長 それではお疲れさまでした。これで議会運営委員会を閉会します。

午前10時22分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

議会運営委員会委員長 \_\_\_\_\_